

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関である独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所から次のとおり
公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八
号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

独立行政法人水資源機構利根導水総合管理所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

埼玉県行田市地内

四 作業期間

令和六年八月二十三日から令和七年一月十日まで